

# 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・ 仙台市介護保険審議会 合同委員会議事要旨

日時：平成26年9月3日(水) 13:30～15:30

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

## <出席者>

### 社会福祉審議会老人福祉専門分科会

折腹 実己子委員・鎌田 城行委員・永井 幸夫委員・橋本 典子委員  
藤田 佐和子委員・森山 英子委員・山口 強委員

(7名、五十音順)

### 介護保険審議会

安孫子 雅浩委員・阿部 淳子委員・阿部 一彦委員・板橋 純子委員・内田 裕子委員  
太田 雅夫委員・小笠原 サキ子委員・関東 澄子委員・菊地 りつ子委員・日下 俊一委員  
草刈 拓委員・小坂 浩之委員・鈴木 きよ子委員・鈴木 峻委員・田口 美之委員  
辻 一郎委員・土井 勝幸委員・長野 正裕委員

(18名、五十音順)

## <欠席者>

### 社会福祉審議会老人福祉専門分科会

阿部 重樹委員・加藤 伸司委員(2名)

### 介護保険審議会

大内 修道委員・駒形 守俊委員(2名)

## 【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長・米内山高齢企画課長・草刈介護予防推進室長  
宮野介護保険課長・鈴木保険年金課長・斎藤健康増進課長  
後藤青葉区障害高齢課長・加藤宮城野区障害高齢課長・佐藤若林区障害高齢課長  
小原太白区障害高齢課長・山縣泉区障害高齢課長・阿部高齢企画課主幹兼企画係長  
星高齢企画課在宅支援係長・小口高齢企画課施設係長・千田介護予防推進室主査  
阿部介護保険課管理係長・高橋介護保険課主幹兼介護保険係長・中野介護保険課指導第一係長  
坂井介護保険課指導第二係長

## <議事要旨>

- 1 開会
- 2 議事等(委員長：永井社会福祉審議会老人福祉専門分科会会長)  
会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者5人)  
議事録署名委員について、藤田委員・小坂委員に依頼 → 委員承諾

(1) 高齢者保健福祉施策の推進（各論）について

地域における支え合いの体制づくり（骨子）について

高齢企画課長より説明（資料1-1、1-2）

委員： 資料1-2の1ページ「地域における見守り体制の構築」の中に「災害時要援護者情報登録制度」とあるが、登録されている方の数と、本当に援護が必要な人かどうかの判断はしないで、単に登録するだけなので、町内会に名簿が来るが町内会で対応に苦慮している状況がある。13年10月に災害対策基本法が改正され、災害弱者の把握が市町村の責務と位置付けられ、ただ登録すればいいという話にはならなくて、市が主体となり健康福祉局や消防局が連携して、名簿を作っていないと、元気な方も登録されて、だれがだれを支援するのか、ということが町内会でも問題になっている。今後、市としてどのようにして災害弱者を把握する体制を作っていくのか。登録制度にはチェックがきかないので、必要ない人が登録されており、町内会からはかなり厳しいことを言われている。

事務局： 登録者数は、このあとの資料3-1に掲載している。登録者数の各年度ごとの実績が掲げられており、最新の数字でH25年度が13,075人となっている。また、制度のあり方については、いろいろなところでそういった指摘があり、本当に必要な方が登録されているかどうか、実効性という点で課題が指摘されていることは認識している。完全な把握が直ちにできるかどうかは、難しい面がある。在宅高齢者世帯調査では75歳以上の方を民生委員の方に訪問してもらって調査をしてもらうとともに、災害時要援護者情報の登録の呼びかけを行っていただくということで、登録を促進していくという取り組みを行っている。3年に一度が全数調査となっているので、毎年全世帯を回っているわけではないが、そうした取り組みの中で把握できた方を登録し、この登録制度の趣旨を広く分かってもらい、本当に必要な方が登録するような取り組みを、まずできるところから行っていく必要があると考えている。

委員： 地域包括支援センターの機能強化だが、地域包括ケアシステムを構築していく上では、地域包括支援センターがきちんと役割を果たしていくことが絶対条件であり、機能強化を図っていくという方向性を出してもらったことについては、大変ありがたいと思っている。資料1-2の2ページ担当圏域の見直し、人員体制の見直し、人を多く配置するということの検討だと思う。地域ケア会議を進めていく上でも、より大事な取り組みだと思うので、充実したケア会議の開催に向けての対策、それから認知症高齢者の地域での生活の支援については、大変重要な見直しであると思うので、ぜひともよろしく願いたい。

1ページの生活支援サービスコーディネーターの配置について、ボランティア団体やNPO活動の支援ということ、それから、連携の土台作り、次のページの地域資源の洗い出し、支援ニーズとサービス提供主体とのマッチング、これらが生活支援サービスコーディネーターの役割だと思うが、この部分については、今まで地域包括支援センターが地域の中で、介護予防マネジメントをするなかで、十分に役割を果たしてきたと思っている。新たに生活支援サービスコーディネーターが配置されて、資源の発掘、開発やネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチングなど、主な業務としていくと思うが、こういったことは、

既に地域包括支援センターが各地域ごとに行っていることであり、新たにこれから講習を受けて生活支援サービスコーディネーターが配置されることで、どこに配置されるのかは分からないが、同じ圏域のなかで、いくつかのマネジメント機関があちこちでできると地域としては混乱すると思う。そういった機能をこれまで果たしてきた地域包括支援センターが、生活支援コーディネーターの機能を担うことも含めた、地域包括支援センターの機能強化、人員配置、委託費、業務内容の整理といったことを、全体的に検討するようお願いしたい。

事務局： コーディネーターの取り組みについては、国から出ているところでは、9月に中央研修が予定されている。国でもあり方や仕組みについてはまだ検討している状況であると聞いている。仙台市においては、地域包括支援センターを政令市の中では数少ないのだが、中学校区を基準にし、63中学校区に対して49設置し、複数の中学校を担当している地域包括支援センターもあるが、生活圈域をできるだけ意識して、かなりの数の地域包括支援センターを置いている。それぞれの地域包括支援センターの職員には、尽力いただき、心と努力で地域とのつながりを築き上げてきたことは承知している。そういう意味で、地域包括ケアを進めていく際に、これまで築き上げてきたものは大事にしなければならないと考えている。国の言った内容をそのままやればよいというものでもないだろうから、その辺は十分にこれまでの経緯、地域との関係を考えてうえで、さらなる展開をできるように、具体的なあり方については考えていきたい。

委員： 生活支援サービスコーディネーターは、当面、何人位でスタートさせる考えなのか。資料1-2の2ページ人員体制の見直しとか、全国平均の人数配置では5.8人と聞いている。それに対して仙台市は若干少ないと思うが、その辺を含めて、生活支援サービスコーディネーターの配置人員の数について伺いたい。

事務局： 生活支援サービスコーディネーターは、確固たる人数を決めているところではない。地域の中でどういう役割をしていただくか、その中でどういう形がいいのか、もう少しきちんと見なければならぬと考えている。そういう意味で今後検討してまいりたい。その時には、地域包括支援センターの機能強化もあわせて、考えていく必要があると考えている。機能強化の人員の件については、今、3職種3名を基準とし一部の高齢者人口の多いところで4名というところもあるが、こういった基準で行っている。事業者によっては、さらに配置していただいてご尽力いただいているところがあることも承知しており、感謝している。そういうところで今後どのようにするかということだが、地域包括ケアの強化ということが命題としてあるが、その一方で財政が厳しいということもあり、その中で、今よりも確実に地域包括ケアを進められる地域との関係を築いていける、そういった体制を確保したい、と考えて調整をしているところである。

委員： 地域支援事業における生活支援サービスのボランティア団体やNPOによるサービス提供ということが、何回も出てくるが、これから要支援1・2の方が外れて、この生活支援サービスがとて重要になってくる。それに対してこれから検討していくということだが、具体的にこういった取り組みをするという考えについて聞かせて欲しい。

事務局： 地域支援事業の具体的な取り組みだが、総合事業のメニューとして、仙台市としてどんな

サービスを用意するのか、どういった種類のサービスを、どういった方々に、どういった形態で準備をするのか、まずそこを決めないとその先には進まないと考えているところもある。今年度すぐというわけではないが、例えば、どのようなサービスに対して、どのようなニーズがあるのか、市内のどんなサービス主体が存在しているかとか、まずはその実態を踏まえて、仙台市として地域支援事業のメニューを準備していく、そういったところから作業を進めていくと考えている。予算はまだついていないので、漠然としたイメージだが、まずは段階としてはそういったイメージで進めていくと考えている。

委員： 29年度までには新しい地域支援事業が動き出すので、ぜひそれまでに、実効的な、具体的な仕組みづくりを行っていただきたい。

委員： 地域における支え合いの体制づくりという中において、どこが、という話もあったが、現状で言うと、地域包括支援センターがどこまで頑張れるか、機能強化できるか、ということが大きいと思う。そういったことでお答えいただいたものと思うが、もう少しわかりやすく、安心できるような答えが欲しい。機能強化して、それだけのニーズに応えるということは、現状の人員体制、委託費ではできない。それ相当に委託費を増額して、人員も、一人なり二人なり増やした体制で、委託できるようにしていきたい、という方向にあるということを確認したい。それから、今まで地域包括支援センターが地域でやってきたことを考えてきたときに、国の考え方もある。新しい展開を図るときに、既存の地域包括支援センターの中に、新たに生活支援的な地域支え合い事業を組み込んでいく、というやり方を厚労省はしたくないと思うので、全く新しい制度を作って新しい展開で頑張りたいという面もあって、生活支援コーディネーターが出てきて脚光を浴びているわけだが、問題は、その生活支援コーディネーターが、ともすると、地域包括支援センターがやってきたことの屋上屋を重ねるようなことがあってはいけないということだ。コスト的にも人員的にもそうだし、地域的にも混乱してしまう。その点、仙台市は政令市の中でもこれだけ整えて、中学校区を基準として、その単位ですべて委託をしてやってきたということは、政令市のなかでも整備されていると思う。機能的な面でも整備されている。そういう背景がある仙台市であるならば、国の言い方はあるけれども、仙台市としては、将来的に、地域包括支援センターの機能の中に、サービスコーディネーター的な機能も組みこむ、という方向では考えられないのかどうか。

事務局： 地域包括支援センターの機能は、仙台市においては、大きな力を持ってこれまで築き上げてきているものと考えている。地域の中でこれからいろいろなものを展開していく、新しい支え合いの体制の中でも、見守りもそうであるし、地域がこれまで以上に自立していくというときに、地域包括支援センターがこれまで時間をかけて築き上げてきた信頼関係或いは認知されているという中での展開は、大きな可能性があると考えている。そういったなかで、地域の中で中心になって動いていただいている皆さんにとって、相手をしなくてはいけない公的な新しい相手が出てくると混乱すると考えられる。仙台市では町内会の組織率が高く、コミュニティについても、震災後の取り組みにも見られるように、コミュニティを大事にしていくということで、地域包括支援センターを、これまでの実績を踏まえて、大事に考えていきたい。新しいコーディネーターの制度についても、その機能はきちんと見ていかなければならないし、どう実現していくのかを見ていかなければならない。

このあたりを見極めながら、あり方を考えていきたい。そのためには、地域包括支援センターの機能強化については、これまでの地域とのつながりをよく担えるものでなければならない。そのためには、人員体制の強化は当然のことと考えている。ただ、そこまで具体的なものとして、検討が済んでいるわけではないので、まだはっきりとは言える段階にないが、そういう方向で認識して努力している。

委員： 資料1-2 地域支え合いボランティア養成の促進とあるが、これは具体的にどのようなことを考えているものか。

事務局： 新規事業として載せている地域支え合いボランティア養成の促進だが、ボランティアへの支援は、各論の他の部分と絡んでくる。今取り組んでいる事業として、地域におけるボランティア活動を立ち上げたいという方向けに、立ち上げ費用の助成という事業を行っている。本年度で3年度目であり、この事業を行っている中で、すでにノウハウをもって団体としても作り上げている状態にある方が立ち上げるということについては、助成の応募が来る。しかし、応募がなかなか伸びないということもあって、課題としては、ボランティアをやりたいと思っても、ノウハウや相談先が分からないということもある。あるいは、うまくいっている実例を身近なものとして知りたいとか、入り口の部分にこたえきれていないということもこの助成制度が伸び悩んでいることの理由とも考えているところもあり、具体的には、ボランティアに興味はあるが、立ち上げ方が分からないという方向けに、ノウハウを持っている方によって、研修会を開いてもらうとか、情報交換をする場を設けるとか、そういったことでお手伝いする仕組みができないか、と考えた事業である。

委員： それは確かに必要だと思うが、今、仙台市で立ち上げに助成しているのが少ないというのは、広報が足りないということだったが、もう一つの原因として、立ち上げだけに助成をしても、その会を維持していくのはとても大変である。立ち上げだけに助成をするのではなくて、間口を広げた助成の検討をお願いしたい。

委員： 老人クラブの高齢者相互支援事業は、まだ皆さんに理解されていないと思う。この高齢者相互支援事業は、平成6年度から老人クラブの目玉として国から出されたもの。その前は愛の一声かけを行ってきたが、これを地域の老人クラブでやるように、ということになって、その中では一人暮らしの方への話し相手、見守りなど様々やっている。4~5年たってから、社会福祉協議会の中にこれと同じようなものができた。老人クラブは話相手など中心でやるようになり、仲間同士でやるので、これがいい方向で動いてきた。これが老人クラブのもっとも地域に根差した活動だった。その後、5区に1つずつモデル地区を作って、そこに2年間で10万円の助成金を出すようになった。その前はもう少し出ていたように思う。自分の地区が最初だったが、民生委員、町内会長などに話し合っって開始した。それが今でも続いている。モデル地区になった人は、2年間モデル地区なので頑張るが、その他の地区は、モデル地区から外れてしまうとやらないようだ。ところが、震災に伴い、やはり大事な事業なので、一生懸命、地区でやっているが、モデル地区だと10万の助成があるが、その他の地区では自分たちの会費でやらなくてはならない。仲間ですalonを好日庵で行っているが、そこに出ている人で認知症の疑いがある人は地域包括支援センターに連絡するなど、相互支援活動はすごくいい活動だ。モデル地区ではなくて、もう一度元に戻して全体で見られるようにしたい。豊齢学園の卒業生が、「地域で手助けをしたい

がなかなか入れない」というときに、「老人クラブを助けてほしい」と言っている。地域に根差した活動として重要であるので、もっと強化したい。そのためにも、補助金をいただきたい。今、町内会の役員は老人クラブの会員が多い。相互支援事業については、町内会の中にも組織を作ってやっていこうと思っている。地域づくりをするなら老人クラブに皆さんからもっと力をいただいて、老人クラブが無いところには、町内会からも老人クラブを作りましょうと、行政からも勧めていただきたい。町内会の理解があるところは老人クラブの活動は活発だ。そのあたりの関係団体との協力、地域包括支援センターとの連携もやっている。見守り活動には、チームを作って、小学生の登下校の際の見守りも老人クラブは行っている。

事務局： 今いろいろご紹介いただいたとおりと思っている。老人クラブ・町内会は、最も地域に根差してやってきた歴史もある。地域の中での認知度や人脈は、仙台市にとっても貴重な地域資源だと考えている。今回の地域での支え合いを考えていくなかでも、老人クラブのこれまでやってきた事業については大切にしたい。いろいろなところとの連携を図りながら、さらに認知が深まるように、進めていきたい。

委員： 大変きついことを言うが、地域の見守り体制の構築の中に、なぜ民生委員が出てこないのか。単刀直入に何う。当局は民生委員児童委員に対して、認識はないのか。

事務局： 申し訳ございませんでした。確かに言葉として資料上は出てこない。大変申し訳ない。民生委員児童委員の方につきましても、地域の中で、町内会、老人クラブと並んで、地域の見守りなどの支え合いを、最前線に立って、日頃から取り組んでいただいているということは、十分承知いたしているところであり、資料上記載がないということについては大変申し訳ございませんでしたが、計画の中では十分にこの点も盛り込んでいくようにしたい。

委員： 具体的にはどのようにするのか。

事務局： 先ほども触れたところだが、要援護者の関係のところなどで、在宅高齢者世帯調査なども施策としてはご協力をいただいているところであり、そういったところも当然ある。日頃の民生委員児童委員の活動そのものが、支え合いの施策として取り組んでいただいているというところもある。今回の地域包括ケアというものを、地域の中で根差して実現していくという中にあるのは、やはり初期段階の取り組みに対して、民生委員児童委員、町内会、区役所、地域包括支援センターなど、地域のニーズを最前線で捉えている方々のより深い連携や土台作りが必要だと考えている。そういった部分で、この計画にどのように書き込むかは検討していくが、そういったことで考えているところである。

事務局： 民生委員児童委員の方は地域における福祉のプロであり、これまで以上に、地域包括ケア、地域づくりの点においては、力をお貸しいただきたいと考えている。そこは、ご期待申し上げたいと思っている。具体的には今後考えていきたい。

委員： 当然だと思う。それを理解しているなら、なぜ計画に書いていないのか。一生懸命やってきたこと、90年の歴史がある民生委員がやってきたことが、この計画に入っていないということが、残念だ。

委員： 生活支援サービスについては、これから作っていくということだが、国でもガイドラインを示しており、市町村がある程度弾力的に決めていくことになっている。遅くとも3年目からスタートすることになると思うが、都内では2年目からスタートする流れになってい

るようだ。A型について、どの位の値段だったらやってもらえるか、という非公式の調査もやっているようだ。いずれ、今後の審議の中で決めて、新事業のスキームも決まって、予算も決まって、6期計画に入ると思われる。国会答弁の中では、従来の訪問介護、通所介護は、基本的には新たな申請者には認めない、継続者だけ認めると、できるだけA型に移行させたい、という考えが示され、結果的にはコストが大分落ちるので、という国会答弁がなされている。仙台市では、その辺のスケジュールの見込みとか、また、事業者からすると、予防の訪問介護と通所介護で事業者がサービス提供している利用者が仙台でどれくらいいるのか。国会答弁のなかで、これからそれを50：50にすると資料に出ているが、仙台市として、どのように考えるのか。基本的にNPO中心に行くのか、そうはなかなかいかないだろうが、今まで設備投資をしていることから、その辺の部分を含めて、事業者の活用も当然しなければいけない。そのあたりの考えがまだまとまっていないかと思うが、お聞きしたい。

事務局： まだまとまっていないが、基本的には国の単価が示されていないことから、それに対応した取り組みをしていない。仙台の場合は、全国的に見ても通所介護の割合が高いということもある。そういうバランスのもとで提供している事業者も多いことから、その中で新しい事業がどうなっていくのか、事業者が新しい単価でやっていけるのかどうか、きちんと見ていかなければいけないと考えている。もう一つは、地域の中でやれるところを作っていけないか、というところがある。まだかなり難しいかもしれないが、地域の中でそういった要支援、二次予防の方を対象とした事業を地域で展開することによって、ビジネスとっていいかどうか分からないが、そういったものができて、或いは認知症のサロンといったものに、国では補助とっているが、そういったものを活用しながら展開することが可能なかどうか。ただ、これを継続的にしなければならぬということがあるので、すぐにはできないものかと思う。そういったところは、併せて考えていきたい。数については、要支援の認定を受けている方で、訪問介護、通所介護を受けている方の割合は、約56%というのが最近の数字である。要支援の方が約1万3千人おり、そのうち、訪問介護と通所介護を利用している方が7千4百人ほど、大体、半数強という数字になっている。

## (2) 将来にわたる良質な介護人材の確保（骨子）について

介護保険課長より説明（資料2-2、2-2）

委員： 仙台の介護保険は、全国からみてもちょっと特殊なところがあって、地域特性だが、政令市であるとか、人口のレベルであるとか、企業の数とか、介護の質とか内容もかなり全国のレベルとは違うところがあって、他県の方からは仙台はガラパゴスだと言われることもある。仙台独自で発展している意味も、遅れている意味もたくさんあるので、県の介護保険の指導とか、厚労省とか、全国レベルでの指導体制と照らし合わせて、仙台市独自ということではなくて、仙台市がよりいい形で指導体制が取れるように、充実した研修の機会を希望する。ぜひ、ケアマネジャーの職種の研修についても、積極的に、県と共同しながら、行っていただきたい。これが1点目。次の項目にも入ってくるところだが、いろいろ高齢者住宅というのがあって、高齢者のサポートに入っている、さきほどLSA生活援助

員もあったが、こういった形のいろいろな在宅の高齢者の方に対する援助、見てみると、在宅の方に対するものと、高齢の施設、介護の施設に対する援助で、今、サービス付き高齢者向け住宅の開設が難しくなっているところで、介護保険の枠がかからない高齢者アパート、在宅では住むのが大変で、一人暮らしができないので、面倒を見てくれる高齢者アパートに住んでいる方が増えている。企業側もしばりのないアパートが作りやすい。そういったところが施策から外れてしまっている感じである。あくまでも在宅なので、こういった高齢者アパートに、こういった人材をうまく活用してもらえればと思っている。ざっと16くらいの種類の施設があるので、こういったところをすべて万遍なく在宅の方を含めて、見てほしい。3点目だが、今の話につながるが、地域包括支援センターと居宅のケアマネジャーだけではなくて、施設のケアマネジャーについても、観点をぜひもっていただきたい。医療との関係という点もあるが、入退院の際のケアマネジャーとの連携が必要になってくる。特に病院から老健、老健から在宅へ戻る際に重要になってくる。病院のソーシャルワーカーの方と、老健の施設ケアマネジャーの方と、在宅、居宅のケアマネジャーの方と、こういった流れをぜひお願いしたい。これは、保険点数も介護点数も発生する話なので、ぜひ、医師会も協力して、こういった流れがスムーズにいくようお願いしたい。もう1点だけ、先ほどの団体の話で、こういった人材というのは、既存の団体の中にたくさん人が埋もれているので、老人クラブ、町内会、地区社協など、地区にはたくさんある。そういった団体の中にたくさん人材が埋もれているので活用をお願いしたい。

事務局： 1点目については、受け止めさせていただき、仙台市の指導のあり方も含めて、参考にしたい。2点目について、16種類の高齢者向けの住宅の種類があるという点は、介護事業の範囲外のものについても、支援等が届くようにというご指摘と思う。地域包括ケアシステム構築のなかで、介護保険事業の枠内のみではなく、もちろん枠外でも地域で高齢者がいきいきと生活できる仕組みを作ることが究極の目的になると考えている。今後も、新制度に向けた検討、取り組みが、そういったものにつながるように、構築を検討してまいりたいと考えている。3点目、施設のケアマネジャーについても忘れずにということかと思うが、ケアマネジャーに対する研修会は、実績として7回と記載しているが、そのうち2回については施設のケアマネジャー向けのを個別に実施した。さきほどの医療との連携のところもテーマに掲げて研修に盛り込んでおり、アンケートで研修のテーマの要望なども聞きながらさらに進めてまいりたい。最後の、既存の団体に埋もれている人材がたくさんいるということについては、そのとおりかと思う。今後の構築のなかで、そういった団体の力をお借りしながら、皆さんで支えていける体制を考えてまいりたい。

委員： 私や他の委員から出た意見の集約の結果は、こういった形で次の計画に反映されるのかというのが、年度末ではなくて、できれば次の回くらいまでに、レスポンスとして知りたい。前回出た意見に対してのレスポンスはこうした形で反映します、ということをお次回、年度末の最後に計画ができ上がる前に、もしかするとこちらの意図が伝わらない場合もあるかもしれないので、確認作業ができればいいのでよろしくお願いしたい。

委員： 3ページの介護人材の資質向上の項目のなかで、介護職員を対象とした研修の充実という項目があるが、人材の流出を防ぐために、という話があったが、実態としては、全国的に



群を抜く位の研修を実施しているが、研修に出てこれなくなっている、という実例がある。各施設に確認すると、人材が欠員の状態になっていると研修にも出せない、ということだ。県の主催する研修でも同様のことが起きかねないので、研修を開催する際には、出前型の講座であったり、様々な工夫をして、一人でも多くの職員に研修を受ける機会が均等にわたるように工夫してほしい。

事務局： 研修をご案内しても出にくい状況になっていることは伺っている。どのような形がよいか、出前という提案もあったが、少しでも研修を受講していただきやすくなるような方策をともに協議させていただきながら考えていきたい。

委員： 福祉専門職について、介護人材の資質向上との関連だが、様々な研修ももちろんあるが、働きながら、また、学びながら、通信教育を利用したり、夜間の専門学校もあるかと思うが、そのような方々を奨励するような仕組みがあるかと思う。大学通信教育に、多くの方が働きながら学んでいる実態を知っているが、その割合はすぐに数字は出てこないが、このような方がいる事実をしっかりと踏まえていただきたい。また、若い世代の職業意識の醸成の中に、大学、専門学校による進路指導への協力というのがあるが、通信教育を受けている方の進路指導については大学の通学部では今はかかわっていないような気がするが、その辺も発掘すべき潜在的な大きな可能性のある人材の方々がいる。仕事を辞めて福祉の領域で働きたい、学んでいる人も含めて、その辺の方々も、うまくつながるような仕組みになればいいと思っている。

事務局： 確かに、忙しい介護職場でも働きながら学んでいる方、そういった方を支える手法について、我々としてできることを県との協議も含めて考えていきたい。

委員： かつて精神科で働いていたとき、400人くらいの患者さんがいる中に、男子職員の有資格者がゼロだった。それで院長が思い切って準看護学校に行き、働きながら、例えば、8割学校に行き、2割働いて、その分だけ給料をもらう、というのをやり続けていたら、黙っていても質が良くなった。そこに、看護学生の実習を入れたらもっと頑張るようになって40歳過ぎても50歳になっても学校に入っているのを見るといろんな方法があってもいいと思った。ある学校は50人の定員に、入学した人は4人だそうだ。私のいた学校は、集まらないということで、今年で終わりになった。そういうときにこそ、質のいいケアを見たら、残る人もいると思う。質を確保していくことは、とても重要なことだ。私が教えた男子学生は、今年あたりから、質に満足できないからか、自分たちで納得できるケアをやりたい、ということで、辞めて3人とか4人で新しく事業を始めるということを話している。家族としては、質が良くて、面会に行ったときに元気な顔が見られたら、少々高くても、納得できるが、今はそれができていない。それから、人員の問題では工夫することがもっとあると思う。認知症の会では介護を終えた人の力というのは相当ある。自分がお世話になったところで、朝の早い時間など、みんなが大変な時間に手伝っている人、また、ご主人が施設に入所し、時間にゆとりができたので、ご主人を見ながら、働きながら、家族の会でも仕事をしている。そのように動いていても、気持ち的には楽だと言っている。このように決められた8時間でとか夜間でなく、働く人に合わせた勤務形態のあり方を考えてもいいと思う。働きながらというのも5割働いて、5割学校で、というやり方もある。そのあたりは、従来の形をやぶった方がいいのかと感じている。

それから、ケアマネジャーさんには、当たりはずれがあって困っている。家族はケアマネジャーにすぎない。実は、ケアマネジャーのところで働いている優秀な看護師も、質は上がっていない。ケアマネジャーの質の向上のためには、自分の受け持っている方を見れば分かることだが、一般に行われている同職種の学びとか、自分のケアマネジメントがきちっと評価される場所がないからと感じている。県の介護指導者の集まりで、はっきり分かったのは教育態度を変えろということ。みんな資格を取るために必死になっているが、もう少しきちんとした教育内容に変えてもらわないと困るのではないか。その点では研修センターで検討中ということだったので期待している。

委員： 人材の確保では、資料の中では、特にボランティアの活用も掲げられているが、実際に就労に値する賃金の確保ということも、人材を確保する点では見逃せないところであると思う。ただし、施設としては運営をしていくうえで十分な賃金を就労している方にまかなえない、という課題も指摘されてきているところである。そういったときにボランティアの活用ということは、非常に有効なことと思うが、ボランティアについては有償、無償があるので、このあたりバランスをしっかりと考えてもらう必要がある。

もう一つ、ボランティアの方々に対する意識・やりがいを高めるという考えでいくと、過去にも随分指摘されているが、他都市の事例で、ポイント制を導入することによって、施設にとっても助かるしボランティアにも励みになっていくというような事業がすでになされているところがある。他の委員からも指摘があったが、だいぶ前から、仙台市としてこの問題については取組んではどうかという声が上がっていたが、今回の計画においては形として見受けられない。このポイント制ということについては関わりを避けているところがあるのか。

事務局： ボランティアのポイント制度は避けているわけではない。一つのきっかけになるということはあるかもしれないが、ポイントがなければボランティア活動にならない、というような見方に対しては、積極的な評価はしていない。前の審議会でも委員から発言をもらったが、平成12年に介護保険制度が始まる前にこの点については議論いただき、いろいろと課題が多い中でこれは見送られた経緯があった。確かに横浜市や政令市でもポイント制度を考えて、現金に換えられるというところもあるが、課題が多いものと考えているので、これについては慎重に取り組んでいかなければいけないと現時点では考えている。

委員： 介護の現場に関わったことのない方、関わってみたら自分も貢献していこうというような、触発の場として、何かしら取っ掛かりがあれば、人材の裾野を広げられるのではないか。その一つとして、ポイントがあれば、ある意味で今まで目を向けてもらえなかった方に対して、目を向けてもらえるきっかけになるのではないか。そういう点もあるので、課題は多いのかもしれないが、検討いただければと思う。

委員： 介護人材について現場の方では派遣会社や人材紹介会社とか入れてやっとな運営している状況である。今後5年、或いは10年後にどのくらいの人材が足りなくなるのか、その数的な把握というのはすごく必要になってくる。その一つの方法として、施設整備については待機者がどの位いるか等の調査は来ることがあるが、資料2-2の2ページでは各団体の協力によってやっていくという話があり、介護職員がいる各団体の事業所等についてどの位の人数の職種が足りないのか、市の方で試みるということであれば、協力いただける団体

は少なくないと思う。資料2-2の2ページで、イメージアップにつながる広報については、大変必要なことだと思っている。例えば、介護関連職種の求人に関する情報発信への協力・市政だよりとかあるが、その中で新しい事業所、施設がオープンしたときにホームページには掲載されるが、こういう施設がオープンしてこういう職種を求人しているということを市政だよりに載せてPRすることは難しいことか。もちろん、事業所単体、法人単体ではどこでも求人票を出してやってはいるが、仙台市の市政だよりに載れば信用性があるので、検討をお願いしたい。

事務局： 1点目の必要性の把握については、県の方に国から配布されているワークシートを用いて、これから推計する予定で数字はまだ見極められていないが、ご提案いただいたように各事業者、施設の協力をいただいて、本来であればこのくらい欲しいとか、今、何人求人しているとかを集約してみるというのも一つの手法としてあると思う。団体の方々と協議をさせていただきながら、負担にならない範囲で取り組めるものがないか検討してまいりたい。2点目のイメージアップのための広報について、全般的に介護の仕事に従事する方を求めているというような広報は十分可能かと思う。宮城県の人材確保協議会の中でも、11・12月号の市政だよりで介護人材の確保に関して特集記事を掲載するという話が出ている。市政だよりでもそういった形での記事掲載は交渉してみる余地はあると思うが、どうしても個別の事業所や法人の求人情報については、公共性という視点では難しいと考えている。介護業界全体のイメージアップとか介護人材を求めているという発信に関しては、前向きに考えてまいりたい。

委員： 小規模事業所における人材育成への支援・協力とあるが、小規模多機能施設が地区にあり、地域の人を通して仲間と一緒に泊まったりできたが1つなくなって、2つなくなっていった。施設に入る前の要介護2くらいの人たちが仲間で支え合いながら暮らしていた。住み慣れた地域に住み慣れた仲間と暮らす、というのが無くなっていくのが残念。老人クラブも一緒に行ってボランティアをしていたが、小規模多機能事業をもう少し考えて作って欲しい。地域に密着した福祉を考えるならとても大事な施設だと思うのでよろしくをお願いしたい。

委員： 先ほどのポイント制の話だが、市民のニーズがないという答えだったが、先のアンケート調査の結果では、交通費程度は出してもらいたいという方が多かった。それがまさに有償ボランティアにつながるというように思われるので申し上げておきたい。介護相談員の人数を増やしていただくということを提案したが、今回の新たな事業の中には載っていないが、この辺についてどう考えているか教えて欲しい。

事務局： ボランティアポイントについて、ニーズがないという認識は持っていない。しかし、ポイントをするのがいいのかどうかは、慎重な議論が必要だと考えている。先ほど委員からあったとおり、それがきっかけとなって、新しい方が活動に参加される側面というメリットがあるという面は認識している。

事務局： 介護相談員の拡充について、資料2-1の今期計画の中間振り返りの中にも課題として書いている。規模を広げていくというよりは、現在の規模でもまだサービスを利用いただけない事業所がいるということなので、優先順位としては、そういった新規の事業者に

取り組んでいただくところから進めたいと、現状では考えている。体制についてもいろいろと話をさせていただきたい。

委員：先ほどからの説明では、宮城県の介護人材確保協議会の枠組みの中で、スケールメリットを活かして協議をして実施に向けていきたい、市単独とか、団体単独でやるよりも、県の協議会の枠組みの中でという説明があった。新規事業のいくつかを見ると、県の協議会がしていくことと重複していることもあるのではないかと。できれば、県と一緒にというよりは、これだけ介護人材不足の問題が大きくなっている中で、仙台市独自でもっと実態把握をしたり、委員会を立ち上げたりと、しっかりと基盤を作らないと、介護保険、地域包括ケアシステムも砂上の楼閣になってしまうような気がする。しっかりとした委員会などを作って協議をして、人材確保に向けて確実な動きをしていくことを是非お願いしたい。

事務局：もちろん単体でやるよりも、そういったところのスケールメリットがある。また、仙台市老人福祉施設協議会とは、具体的にどの施設で人が足りない状況にあるのかという、実態を詳しく話をいただき、その上でどういう方法がいいのか。全国老人福祉施設協議会の考えとか、国で人材確保のための検討会を開いており、8月下旬に中間報告が出ているので、そういったものも踏まえながら、それぞれの団体と協議をして、その上で必要であれば委員会の設置についても検討していきたい。

### (3) 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保（骨子）について 高齢企画課長より説明（資料3-1、3-2）

委員：サービス付き高齢者向け住宅について説明があったが、住宅型有料もここにに入れてほしい。実際、サービス付き高齢者向け住宅で食事の提供とか健康管理などの適用を受け、実質的には9割が有料の適用を受ける。有料になれば届出制なので、若干登録制よりも監督しやすい。国の方でも住宅型有料とサービス付き高齢者向け住宅に、仙台市も本年度取り組みを始めた定期巡回をセットするイメージで地域包括ケアをやるという考え方があるので、できれば住宅型有料も足してもらえればありがたい。

事務局：今の意見を踏まえて、そのような方向で検討をしたい。

委員：サービス基盤の整備という点で、お泊りデイをどう扱うのか。介護保険のサービスメニューにはならないが、国では安全基準や登録制といったことを始めるようなので、当然これも仙台市としては一定のことをやっていく。それで家族が助かっているという状況があるので、この記述を検討してほしい。

事務局：10月に扱うサービス基盤整備の項目になるのか、他の項目になるのか、場所も含めて検討したい。お泊りデイについては、来年4月から届出制になるということが示されているので、仙台市としても必要な対応を考えていきたい。

委員：サービス付き高齢者向け住宅や有料、居宅利用支援の施設の整備を進めると同時に、設立する業者からすると、規制のないところが作りやすい。特に法的な縛り、介護保険とか行政の縛りがない施設の方が、今は作りやすい。そういったところに住む方は規制を受けずに支援を受けられ、見守りを受けられる、ということも念頭に置いてほしい。一般の住宅、高齢者住宅、生活保護を受けている方の生活保護アパートは、全く規制がない。規制を受

けていない高齢者が住む集合住宅はこれから増えて行くし、業者としてもその方が作りやすいのでどんどん増えていく。全国的な流れで言えば、サービス付き高齢者向け住宅よりも高齢者の規制がない住宅の方が多い。その流れなので、それに対する規制ではなく、支援・援助ができるような体制をお願いしたい。

事務局： ご指摘いただいたとおり、いろいろな制度を作ると、それからもれた形態の住宅ができています。そういった方々への支援で何ができるか、ということは、今すぐにはお答えできないが、そのような観点も踏まえながら、今後の住まいの関係の施策については、いろいろと考えていきたい。

委員： 当局に委員として要望を出していいか。その要望は議事録には載らないが、そのことについて回答をもらうことはいいか。時間が無いので発言しないが、2つほど要望したい。委員会でこうした要望があったことを発表してもらい、それに対する答えをいただくことは可能か。

委員長： ぜひそういったことはお願いしたい。次回のときにこういった要望があったということについて、回答してもらいたい。

#### (4) 今後の審議予定について

高齢企画課長より説明（資料4）

## 4 閉会